

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	JR岸辺駅北口における条例違反の喫煙について	<p>以前も指摘したが変わっていない。 JR岸辺駅の北口は、路上喫煙禁止地区であるにもかかわらず、喫煙が横行し、タバコの吸い殻も夥しい数が不法投棄されている(写真参照)。特に、線路沿いの歩道の跨線橋の下が酷い。貼紙がされている側に多数の吸い殻が投棄される。ここにはフェンスを張るなどして立ち入れないように封鎖すべきだ。 地下へと向かうスロープの外壁窓際には空き缶やタバコの空箱が置き捨てられている。そもそも物を置けないように側面を全く平らとなるよう改修すべきである。 そして跨線橋へのエスカレーターの外側面にもそうであるが、壁にはもっと大きく掲示物を貼るべきだ。児童が書いた絵で喫煙しないよう呼びかけるとよい。 「禁煙を促す密閉型の喫煙所」による社会実験に価値を感じると市長が議会で答弁したようだが、とんでもない話だ。 そもそも喫煙者のこれら法令違反の行為はニコチン依存症によるものである。喫煙者の7割はニコチン依存症と推定されている。ニコチン依存症になると自己の喫煙の価値が上昇し、他の価値を凌駕するとされている。 喫煙所の設置ではニコチン依存症は悪化するばかりで改善しない。 取締りこそが重要である。市で手が回らないのであれば、警察にも協力を求めるのがよい。吸い殻等の投棄は廃棄物処理法違反の犯罪であるのだから、検挙してもらおうが一番だ。 ※写真は公表しておりません。</p>	<p>路上喫煙禁止地区であるJR岸辺駅北口につきまして、以前から御指摘いただいているにもかかわらず、改善に至っていないことにつきまして、誠に申し訳なく思っております。 御指摘いただいている点を認識のもと、令和3年8月・11月・12月の期間で計14日間市職員による指導・啓発活動を実施してまいりましたが、今後も巡回を強化するなど、引き続き重点的に取り組んでまいります。御指摘いただいている点を改善するためには、環境美化対策だけではなく、受動喫煙対策についても講じていく必要があると認識しております。 現在、JR岸辺駅周辺につきましては、南口に市指定のパーテーション型喫煙所を設けてはいますが、北口には「ビエラ岸辺健都」内に喫煙室(現在はコロナ禍により閉鎖中)がありますが、屋外に市指定の喫煙所は設けられておりません。 御指摘いただいている点を改善できるよう、市職員による指導・啓発活動を継続するとともに、従来の喫煙所ではなく、直接、喫煙者に環境美化対策と受動喫煙対策を訴えることができ、非喫煙者にも配慮した「禁煙を促す密閉型喫煙所」の設置が必要であると認識しております。 また、本市では「スモークフリーシティ(たばこの煙のないまち)」の実現に向けて、全庁横断的に取り組んでおり、(健康医療部において)屋外の公共空間における喫煙の対策として、「路上喫煙禁止」の貼り紙の内容変更など、喫煙者の行動変容を促す働きかけを検討中です。環境部としてもできる範囲で協力してまいります。 引き続き、関係部局と連携のうえ、状況が改善するよう、取り組んでまいります。</p>	環境政策室	R3.12.21	R4.1.4
2	片山公園のロープに張り替え(片山公園の付帯設備の補修工事の件)について	<p>①片山公園の立ち入り防止のためのロープが欠落しています。 ②半年前に投書しましたが、「現在、機材を調達中であり、年内に施工します」との回答をいただきました。本日まで、待っていましたが、その後どのようになっているのでしょうか。 ③また、各種立て看板も破損していますが、修復がされていません。2021年も残り少なくなりましたが、今週のいつ工事をされるのでしょうか？教えてください。 ④お忙しいでしょうがよろしくご回答ください。</p>	<p>立ち入り防止のロープ補修につきましては、長らくお待たせしまして申し訳ございません。資材が入庫されましたので、1月中旬に補修を行う予定となっております。また、立て看板につきましては、破損しているものは撤去のうえ、必要なものにつきましては再設置を行うようにいたします。</p>	公園みどり室	R3.12.27	R4.1.5

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
3	府営住宅3棟階段付近での喫煙について	<p>12月25日17時過ぎ、吹田市藤白台の府営住宅3棟にとんでもない人がいました。藤白台の府営住宅3棟でエレベーターを降りてエントランスに向かう途中、階段から高齢の男がエントランス方面に降りてきたのですが、なんと男は顎にマスクをしてタバコを吸いながら歩いていました。近隣の5棟などは敷地内喫煙は禁止だし、3棟も苦情を受けてか駐輪場などの敷地内では禁煙となっています。駐輪場でも禁止なのに階段で吸うなんてありません。市の方からも自治会に通報し、今度の議題としてあげてくださいますようお願いいたします。追記：またエントランスの掲示板に敷地内は禁煙(住宅内、共用通路・階段、エントランス、駐輪場含め)という張り紙をお願いします。最近では違法喫煙に関してはかなり減っています。このまま撲滅していきたいです。</p>	<p>令和4年(2022年)1月4日に、当該府営住宅を管理している大阪府住宅供給公社に連絡し状況確認及び御意見についてお伝えいたしました。御指摘いただきました場所における喫煙については居住空間であるため、現在の健康増進法の規制対象外となり、行政としましては指導等の対応は困難でございます。</p> <p>しかしながら、共用部分で多くの住民の方が通られる場所であることから、望まない受動喫煙を防止するための配慮ができないかお話ししたところ、大阪府住宅供給公社から自治会に今回の御要望をお伝えいただきました。また、市作成の啓発ポスター(居住空間での受動喫煙への配慮)の掲示についても提案したところ、自治会で御検討いただけることになりました。</p> <p>法の対象外によるたばこの煙により困っておられる方々の実情を踏まえ、引き続き望まない受動喫煙を防止するため啓発を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	健康まちづくり室	R3.12.27	R4.1.7
4	わくわくの郷もくもくの里申し込み方法について	<p>1 電子申し込みシステムへの切り替える要望について わくわくの郷、もくもくの里の主催事業の申し込みにつきましては、1イベントにつき1枚の往復はがきでの申し込みをお願いしており、往復はがきは、(1)抽選券として活用する、(2)その結果を返信するために活用しているもので、現時点では変更する予定はありません。</p> <p>2 質問事項に対する回答と経緯の説明について これまでいただきましたご質問への対応の経緯といたしましては、当初11月20日に「往復申し込み方法を止めること」と、「どうしてもできない場合は1イベントにつき1枚である明記をしてほしいこと」のご意見・ご要望をいただきました。</p> <p>回答として、11月25日に、往復はがきの理由と1イベントにつき往復はがき1通の理由及び今後の対応として、方向性をご回答させていただきました。</p> <p>この回答に対して、12月6日に市報すいたの「スペース」に対するご質問と、「事業ごとの案内」や再度「1イベントに1枚であることへの周知」、また「フォーム」や「事業展開」のご担当部署以外への市への依頼方法などのご質問・ご意見をいただきました。</p> <p>当初のご意見後、広報課と協議をしていましたが、「わくわくの郷」「もくもくの里」のイベントについては、市報すいたに「1イベントに1枚であることへの周知」が掲載できる見込みが立ったことから12月13日の回答で、「市報すいたへの掲載していくこと」を記載させていただきました。これにより当初のご要望に対応させていただくことができるようになったと判断し、ご要望に付随した「その他のご質問・ご意見」に対しては、多岐にわたるため「インターネット(フォーム)」からの申し込みに対するご意見・ご要望として参考させていただくものとして、まとめた形で回答させていただいたものです。</p> <p>この回答後、12月17日に再度ご質問・ご意見いただいておりますが、回答を担当の青少年室からご回答させていただくことになったものです。</p> <p>この12月17日に行いただきました市報すいた掲載の時期につきましては、令和4年1月号のわくわくの郷の行事中、「1イベントに1枚であることへの周知」を掲載することとしています。</p> <p>わくわくの郷やもくもくの里の行事の中には、往復はがきで当落の結果をお知らせし、別に案内等を送っているものもございますが、往復はがきの片面に当落の結果と合わせて、当選者には持ち物などの案内を印刷し返送している行事もございます。</p> <p>ご提案のように、複数の行事を1枚の往復はがきで申し込みされますと、当選した行事の案内が往復はがきでできないこととなります。</p> <p>また、フォーム(施設のホームページ)からの申し込みは、既に「月の観察会」(毎月1回の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった期間がございます。)の申し込みで試行しておりますが、ホームページの掲載期間中はいつでも申し込みができますので、常時、掲載しているものではなく、申込期間が終了するタイミング(およそ2週間)でホームページへの掲載を中止しています。</p>	青少年室	R3.12.27	R4.1.7	

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5 臨時特別給付金について	今回の臨時特別給付金で世帯主の収入だけで取得制限をかけるのは納得いかない。世帯全体の収入で見ると我が家より多い家庭が支給されている。不公平を感じる。楽しんで稼いでいる訳もなく家族で子供を必死に育てています。子供もニュースで今回の給付金について貰える物だと思っています。他市では所得制限をかけず支給しています。今年度中に今回支給されなかった家庭にも減額でなく満額支給を要求します。毎月の子供手当も減額されていることにも腹立たしいものです。	この度の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金については、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、児童手当の本則給付受給世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の支給要領に基づき臨時特別給付金を支給しているところです。 本給付金は児童手当制度を活用して所得制限が設けられており、市独自で上乗せした部分は、国庫補助の対象外となります。 この度、本市では長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援策として、国の給付金の支給対象外となる児童手当の所得制限限度額を超える子育て世帯に5万円を、市独自で支給する方針を決定しました。今後、市議会へ必要な補正予算案を提案します。決まり次第ホームページでお知らせいたします。 これまでも、子どもに係る施策では子ども医療費助成の所得制限廃止や対象を18歳までに拡充する等、積極的に取り組んで参りました。 今後も、市の限られた財源を有効に活用し、子育て支援施策の推進に取り組んで参ります。	子育て給付課	R3.12.28	R4.1.11
6 北千里駅ロータリーでの喫煙について	1月4日16時35分頃、北千里駅のロータリー1番乗り場から2番乗り場あたりで上がベージュの中年の女が歩きタバコをしていた。新年早々に違法喫煙。本当に腹立たしい。市職員の頻繁な巡回、注意、張り紙等お願いします。	御指摘の北千里駅のロータリー付近につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.1.5	R4.1.12
7 将来もらう年金が少なく生活出来ない可能性	現在自営業しています、副業もしています60歳です、年末の掃除で将来もらえる年金額が年間70万しかない事がわかりました、自営業もあと出来て15年が限界、副業も体力必要なのであと10年しか無理と感じています、コロナの影響で自営業も止まったままで将来に大きな不安が出できました、まだ10年後の事になりますが何か対策案はあるのでしょうか？	これまでは、明けない夜は無いとの思いで事業を継続されてきた自営の方々、コロナ禍が長期化する中で、先行きに不安を感じられるお気持ちは、深くお察しします。 生活困窮者自立支援センターでは、コロナ禍における各種生活支援策の御案内や、将来に向けた生活相談を承っています。また、厚生労働省のホームページには、生活を支えるための支援についてのリーフレットも掲載されていますので御参照ください。	生活福祉室	R4.1.4	R4.1.17
8 所得制限で18歳以下が貰える10万円の給付金が貰えない人数を教えて下さい	吹田市内で親の所得制限により18歳以下10万円の給付金が貰えない人数を教えて下さい。児童手当給付世帯にだけ振り込まれ、貰えない人などまるで最初から存在しないような扱いです。自治体によっては所得制限を撤廃しているところもありますし、貰えない人数、給付するとすれば足りない財源をきちんと市長が公表している市もあります。吹田市後藤市長はSNSでもたくさんの市民が問い合わせているのに全く無視。特に市民をブロックする市長のSNSなど吹田市として放置しているべきではないと思います。	児童手当の所得制限限度額を超えるため、国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象外となる人数については、対象児童数 約13,000人(対象世帯数約8,500人)と見込んでおります。 この度、本市では長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援策として、国の給付金の支給対象外となる児童手当の所得制限限度額を超える子育て世帯に5万円を、市独自で支給することを決定いたしました。 詳細につきましては、現在ホームページでお知らせしております。 今後も、市の限られた財源を有効に活用し、子育て支援施策の推進に取り組んで参ります。	子育て給付課	R4.1.4	R4.1.17

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	土地寄付の際の測定の透明化について	<p>以前、土地寄付の際の測定の透明化について2021年4月26日に回答をいただいている件です。「の中で、寄付申込者と寄附対象地隣接土地所有者との立会時において、両者と委託業務受注者である〇〇の管理技術者及び本市担当者が〇〇様に対して、立会に伴う私有地への立ち入りについて、連絡を入れさせていただいたと聞き及んでいます。」との文面ですが、前もって、〇〇の〇〇から、境界線は、土地を寄付すると吹田市が隣地もすべて測量して、境界線も吹田市が決めて聞いております。説明した、録音テープも残っています。その上で、令和2年5月27日に、吹田市の道路課の〇〇氏と、〇〇の〇〇氏が民有地間の確定作業を行ったとの認識で、区画整理事業のような作業を行ったとの、ご認識もございました。当初は、まったく、〇〇の私有地に入っていないとの強気な発言もされるし、〇〇の契約は切れた、書類は残っていないし、吹田市とは何の関係はないとの、嘘の発言もされます。個人情報情報の漏洩の際も、法務局の登記簿に載っているから問題ないとの認識の発言もされ、法務局の登記簿に載ってれば、吹田市さんは、家族構成も教えてくれるのですか？ほとんどの方が、まじめに働いていると思いますが、業者との齟齬を疑ってしまいます。1回のミスでは、人間いたしかたがないと思いますが、幾度も、嘘の説明をされると、吹田市役所のいうことが、嘘である可能性があると思ってしまう目で見えています。信用失墜行為をうけた感じです。現実、公文書公開制度を利用すると、道路用地図面作成業務の吹田市役所から、〇〇の発注書の期間が、令和2年6月16日～令和2年6月30日の間に発注しています。そもそも、令和2年5月27日の時点では、吹田市道路課の〇〇氏の存在も、〇〇の存在もありません。令和2年5月27日の日は、たまたま、コロナ禍の為、勤務が在宅勤務で、家に在宅勤務をしていたので、家の外で、大きな話声で、私の私有地に入ってきていたが、在宅勤務の為、輪の中に話かけはしなかったのが事実です。その後、〇〇の〇〇氏から、〇〇さんの私有地を測量させて欲しいとのこと、私が休みの土曜、もしくは日曜を希望しましたが、吹田市の公共の測量の為、平日ではないとの説明を受け、急遽会社の有給休暇をとる羽目になり、令和2年6月12日に会社を休みを取得しました。測量に立会、その際のやり取りの個人情報、〇〇氏に伝わり、吹田市役所のやることからの安心感があつた為です。その、確定の際も、〇〇氏は、吹田市と、法務局から、公園の空白を埋める為に要請も来ており、隣接地以外も、すべて公園の確定地図が必要との説明を受けています。最後は、突然に法務局から立会の連絡があり、その際に〇〇氏から、〇〇の立ち位置を聞かされ、「騙されるほうが悪い、そんなこともしらないのか、社会の常識との発言を受けて、弁護士の方に正式に依頼をする羽目になりました。たまたま、私も、道路寄付すれば、吹田市さんが無料で測量してくれる、区画整理事業みたいなことをしてくれると別の場所でも思っていたもので、要望しましたが、吹田市さんから、無理との回答をいただきましたが、ここまで巧みに演技されると完全に騙されてしまいます。その後、弁護士の先生に依頼をかけて上で、合意書を書いた際には、〇〇さんに関しては、〇〇氏の前の所有者の〇〇氏との境界測量図があると知っていたが、あえて、境界線のひげの部分を変角にされ、その角度に、我が家の、雑排水の配管が地下に埋まって困ると伝えても、隣を見つけては、何度も線を入れてきましたが、結局とりあえず、ひげなしで合意書を取り結んだのですが、吹田市の委託業者を全面に出されると、たまたま、防犯カメラの録音や、私も吹田市内にセトバック部分の道路寄付で、同様のサービスを考えていたのに、今回の不公平な対応がわかったのですが、結果的には、私に、仕事の都合がありながら急遽やすましたり、弁護士先生を正式に依頼する羽目になり、吹田市役所の不透明な対応で、弁護士の先生に正式に依頼をかけた、金額的にも大きな出費をだす羽目になりました。同様な、被害にあった方が過去にいます。今後も出てくると思います。土地寄付の際の測定の際は、きちんと、吹田市の公印を押した、詳しい文書が必要ではないでしょうか？結果的には、吹田市役所の信用で、測量も行われ、間がたつり入れた証拠が残っています。〇〇さんには、吹田市役所はかなり、甘い判断をされておりますが、業者は、土地を転がして、利益を出して終わりです。個人は基本的に、そこに住み続けたいです。私も住み続けたいです。業者は、土地を転がして、利益を出して、お金でた方に味方にもなります。業者は、土地を売買するので、自然と土地家屋調査士の先生や、吹田市役所の職員さんと顔なじみになり、今回のようなケースになると予想します。今回のケース、多くの市民の方はしらないと思います。きちんと、誤解のないようきちんと公表すべきです。できれば、吹田市さんが間がたつり入って、現在佐井寺に西部地区の区画整理事業をされていますが、佐井寺の中心部も、区画整理事業を考えていただき、争いごとのない、透明な皆が住みやすい吹田市であるように要望します。それにしても、今回、〇〇氏とは、弁護士先生の先生に間がたつりいただき、合意書を書いたのですが、合意書の約束を違反する為に、今回の件に対して、〇〇氏に追加した、関係者の方に対して今現在、かなり不信感をいただいています。コンプライアンス遵守の時代、大きく公開すべき案件である大問題との認識です。〇〇の〇〇氏も、私を会社を休ませたし、詐欺行為に感じますし、それを容認している、吹田市道路課の方のどうかと思います。〇〇氏が、きちんと、合意書通りにことを運んでいればここまで、怒りもなかったですが、コンプライアンス遵守の対応をお願いします。</p>	<p>まずは、2021年4月26日付けで回答した「寄附申込者と寄附対象地隣接土地所有者との立会時において、両者と委託業務受注者である〇〇の管理技術者及び本市担当者が〇〇様に対して、立会に伴う私有地への立ち入りについて、連絡を入れさせていただいたと聞き及んでいます。」という内容について、再度、〇〇の管理技術者に確認したところ、同年6月12日に〇〇様とお会いした時のこととの記憶ちがいであり、寄附申込者と寄附対象地隣接土地所有者との立会時には、その場所が〇〇様の私有地であるとの認識がなかったことから連絡はしていないとのことでしたので、訂正いたします。</p> <p>次に、今回の件における本市の業務内容や対応に関しましては、これまでいただいた市民の声についての回答のとおりとなります。</p> <p>なお、今回の件に関していただきました市民の声については、すべて、市のホームページに公開されており、その内容については、誰もが確認できる状態となっています。</p> <p>また、この業務において関係者に立会を求める場合には、基本的には平日での対応をお願いしており、今回、ご無理を申し上げ、休暇を取得のうえで立会していただいたことにお礼を申し上げます。</p> <p>さらに、この件に関する業務において、寄附申込者である〇〇に対しては、他の寄附申込者と同様の対応を行っているものです。</p> <p>最後に、これまでコンプライアンスの厳守に努めて事業を行っていますが、今後もその考えには変わりはなく、今回の件を受けてさらに気を引き締めて業務に取り組む所存でございます。</p>	道路室	R4.1.5	R4.1.17
10	カーブミラー設置のお願い	<p>自宅前のT字路で、塾 病院 保育園などの送り迎えの車が、Uターンをすることが多いのですが、カーブミラーが無く見通しが悪く、大変危険な状態です。カーブミラーの設置をお願いします。周辺の写真を添付いたしますのでご参照ください。</p> <p>※写真は公表しておりません。</p>	<p>要望場所につきまして現地調査を行い、吹田市道路反射鏡設置基準に照らし合わせ検討しましたが要望場所は車両の通り抜けができず、利用者も限定されるため設置はできません。</p>	道路室	R4.1.11	R4.1.18

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	開発事業者の申請の徹底	<p>吹田市佐井寺〇目〇〇番地の開発の件です。現在、おそろ、〇〇の〇〇から、開発申請をだされていると思われませんが、建物を解体する際も解体屋を出さずに解体をされ、法務局の登記簿が以前の所有者でしたので、だれが解体しているのかかわらずに、ソフトに夜に自宅に伺って説明を聞こうと思ったところ、夜に押しかけてくるのは非常識であると、逆にかんりの叱りをうけました。〇〇の〇〇にも問題がありますが、吹田市さんも業者に甘くないですか？今回、〇〇の〇〇に対して弁護士を依頼し、合意書を結びました。その中で、前もって、新擁壁の高さを協議すると合意書で結び、令和3年9月25日に弁護士の先生と立ち会い、図面をもらいましたが、その際は、2mを超えない為、吹田市の開発申請にはかからないと説明を〇〇氏から受けていたのですが、情報公開制度によって申請書を確認したところ、令和3年9月17日にすでに、吹田市に申規模等開発事業の申請書を提出しています。当然に、申請書をだされているので、看板を出す必要がありますが、吹田市がきっちり指導ができていない状態がおかしくないでしょうか。私ほろが、2mを超えないほうが、吹田市の指導が入るため、2mを超える擁壁を希望しましたが、一度は壊れた古い擁壁の撤去に際して対応してくれたのですが、無理難題な要求を突きつけるから、白紙にするし、その際の証人が、〇〇の〇〇氏であると〇〇氏から説明を受けた過去があります。そもそも、2mを超える擁壁が、無理難題な要求で、2mヤストの擁壁を知らない間に吹田市に申請しているなんて意味がわかりません。令和3年12月13日に工事施行会社の〇〇の〇〇に直接電話で看板設置の件を話しましたが、すぐに取り付けるとのことでしたが、年をまたいで、工事の終わりにさしかかろうとしても、看板は出ません。おそらく、罰則規定がないからだと思います。そもそも、〇〇の社長から、もらった図面と、吹田市にだしている図面が異なりますし、境界線のひげの部分あたりの写真も違う風景に差し替えています。合意書をお願いした、排水路とは違うので、困ると要望しています。工事は、要望したどおりに口頭ですぐしてほしいと、〇〇氏と〇〇氏からは承諾は得ていますが、そもそも、吹田市に開発申請を出していないとまた嘘の説明を弁護士の先生も信じていたのですが、看板を出していないから、このような状態に陥ったと考えられます。令和3年9月17日に吹田市受付で、着手予定が、令和3年10月10日、完了予定日が令和3年11月30日です。その間、看板がでてないか、一度もチェックしない体制に問題ないですか。看板がでてない為、またしても、〇〇の〇〇の嘘の説明にだまされるところでした。吹田市役所は、〇〇に甘くないですか？なにか意図のような関係性があるのですか？看板がないと、それが工事の発注者で、それが受注者か、何もわかりません。直接聞きに行くと、そんなこともしないのか、勉強不足、社会の常識もしらないのか、騙される方が悪いとの言葉を浴びせられた過去もあり、弁護士の先生を依頼した経緯があります。弁護士の先生をも騙す行為は、吹田市の体制に問題があるからではないでしょうか？図面の訂正を求めたところ、弁護士の先生への回答は、〇〇が、〇〇氏の知らないところで、現況図等が提出されてしまっていた？回答です。実際にはだしている図面を提出していないと言ってしまったことは、申し訳ございませんでしたとのことですが、図面の訂正のお金は有償で、5万円を私が払ふとのこと、交渉次第で安くしてほしいとのことですが、無償では対応いたしかねますとの回答です。そのような、業者にどうして、吹田市は協力して結果的に加担しているのが現状です。工事は際しても、佐井寺の集落は、大型トラック、大型バスは規制されていますが、新しく佐井寺南が丘の区画整理で新しくできた道にだけ、大型トラック、大型バスの交規制の看板が抜けています。交通規制においても、警察と行政のチェックミスではないですか？突然に、今まで車がはいてこなかった道であるため、母屋の外壁の漆喰も一部破損しています。現況の工事に際しても、工事過程で、湧水が大量にでて、ポンプで、吸い上げて欲しいと要望しても、ポンプの吸い上げをなかった為、とうとう、家の下を貫通して、我が家の家したから、湧水がでる始末です。我が家の〇〇の家ですが、ご先祖さまが年放し、違う所有者の方が平成7年の阪神大震災までお住まいでした。その際も、おそろ、上からの水が激しくて、家下の土砂が流れて土地が崩壊する可能性があった為、我が家の畑部分に吹田市の下水道の委託業者が、2m以下の擁壁を造成しています。あとから、2m以下は、吹田市にか記録が残らないとわかったのですが、吹田市の公共事業として、委託業者がやりたい放題して、あとは知らないとのこと、結果的に再度〇〇を買戻す羽目になりました。現在は、我が家の所有ですが、吹田市さんにはやりたい放題されています。なぜ、厳しく行政が、業者を取り締まらないのですか？看板をださない業者には、罰金等の条例をださない、同じような被害にあっていた市民がいると思いますし、今後とも被害にあうと予想します。素人では、開発申請をだしているかどうかわかりませんし、説明を受けた図面と、吹田市に提出した図面が違うなんて夢にも思いません。境界の際もそうでしたが、吹田市役所と〇〇との癒着を疑ってしまいます。市民を守るのが、市役所職員役目です。コンプライアンス厳守をお願いします。今後、同様の被害にあう方もいるとおもわれるので、大きく公表すべき案件ではないでしょうか？看板をだして、全然工事をしない場所もあるのに、業者によって不公平ではないですか？水の自然の流れですが、以前はため池があり、今回の開発行為で、畑に直接新擁壁の水抜き穴が畑にでる計画です。長い目で、見ると、また畑部分がため池になるといいます。以前、たの池部分を、ご住所からこともが落ちる可能性があるため、埋めたほうがいいとの要望があり、私財を投じて埋めたのですが、個人の力では、限界があります。長い目で、佐井寺中心部も将来的に区画整理を要望します。そして、コンプライアンス遵守で、今後、吹田市の条例で、看板を出さない事業者には、罰金等罰則規定があるぐらいのほうがいいと思います。</p>	<p>吹田市開発事業の手続等に関する条例では、大規模開発事業の申請において、事業者が開発事業の構想段階での説明を義務付けており、工事を開始するまでの進捗がわかるように標識を設置することとしております。工事開始に伴う工事関連の標識の掲示は、各種法令により行うこととなります。なお、今回ご指摘のお困りの内容については、相手にお伝えします。</p>	開発審査室	R4.1.5	R4.1.21

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	開発事業者の申請の徹底(2)	<p>吹田市佐井寺〇丁目〇〇番地の開発の件です。吹田市開発審査室の方は、素人の私に建築の質問に対して、丁寧に教えてくれありがとうございます。しかしながら、吹田市の職員さんにもうのことも話ですが、解体時もそうでしたが、看板を解体時も、〇〇の発注会社に、だしていませんでしたが、〇〇氏のあまりにも理不尽な対応があったため、吹田市役所に、解体の看板がでないと伝えたら、〇〇氏側に伝えたから、そのうち出すだろうで終わりました。今回も、理不尽極まりない対応です。再度、開発事業者の申請の徹底をお願いします。おまから、看板を出さなければ、建築基準法で、罰則規定はあるかもしれませんが、その内ですら、市民の誰からも注意がなければ終わりの体制が実際の運用だと思います。今回、ようやく、建築基準法による確認の看板がでたことと確認できました。そこで、建築士又は建築主氏が〇〇、〇〇、設計者氏名、〇〇、〇〇、工事管理者氏名〇〇、〇〇、工事施行者氏名〇〇、〇〇、工事現場管理者氏名〇〇と記載がありました。令和3年9月25日には、私と、私が依頼した弁護士先生に対して、吹田市には開発申請をだしていないと説明を受けており、その為に意図的に看板をだしてなかったとしか考えられません。看板を見て驚いたのが、確認年月日が、令和3年10月26日です。前もって、私が弁護士先生に依頼して、弁護士先生から受け取った工程表が10月18日から掘削、擁壁取壊しの日程で、令和4年1月30日の終了予定になっています。開発申請を裏で出したときながら、看板を出さずに、その前から工事を始めるようとするのですから、コンプライアンスのかけらもありません。実際の本格的な工事は、古い擁壁と、我が家の距離が狭い程度にすぎず、社会通念として、家屋調査をお願いしましたが、普通はしないが、〇〇さんだけ特別にするとのこと、多量の詰め、尋言を吐かれたのが、家屋調査に家屋の1面のみ家屋調査を行い、本格工事は少しずいずいとはしましたが、令和3年10月26日より前には重機は入って、少し作業はされていたと記憶しています。家屋等を潰さない取扱いのつもりではあったと思いますが、結局、家屋等をつぶされる始末です。家屋調査をしてもらってなければ、泣き寝入りしていたかもしれません。また、驚いたことが、設計は、〇〇、〇〇と図面ももっていたので、わかっていたのですが、〇〇氏から、工事施行者は〇〇であるとのこと、〇〇の社長からも、今回〇〇氏から依頼を受けたこと、工事施行者は、看板で確認するまで、〇〇であると認識していました。私の想像で、図面は、〇〇、〇〇が書き、それを〇〇の〇〇氏が代理人として開発申請書を出し、工事現場管理者は、〇〇の開発者に任せている担当者の方だと思っていたのですが、看板がでたので、令和4年1月8日に、〇〇の承認した工事である担当者の方、工事現場管理者の〇〇〇〇さんは、いったいどの会社の方ですかと尋ねたところ、知らないとの回答です。なにがなんだか素人の私にはついていけない状態です。看板が出されて、初めて、弁護士先生にも依頼した案件でしたが、〇〇が工事施行者と初めてわかった次第です。実際に〇〇氏から説明されたこと、吹田市に届けだしていること、あまりにも卑劣すぎます。罰則をかける、指導の公表もしないが、やりだし放題ではないでしょうか？その中で、建築確認に係るその他事項にすでに〇〇様と書かれています。次の買手の方には、〇〇氏に1つに、どうしても、地形が谷底なので、畑部分や、家の角度にながされるともともと池であり、湧水がでやすいので、既存の敷地内の排水路に流すようにお願いしたいと〇〇氏に要望し、2つに、できれば、どうしても我が家が下段にあり、家が崩れるのを防ぐに建設されると思っていなかった。トイレや浴室の窓がまる見えになるため、目隠しのようなものをしていたらいいと買手の方に要望していたのですが、〇〇氏の回答があくまで土地を開発し、3つに分けるだけなので、買手も手も決まっていなくて、家をどのようにするか全(白紙)の説明を受けていました。あまりにも〇〇氏から伺った説明と乖離するので、驚きの連続です。〇〇さんには、〇〇氏から、〇〇氏らしいところ、〇〇が勝手に吹田市に図面を提出していたとの回答で、〇〇さんに私から、内容証明をもって、〇〇さんのミスなので、〇〇氏が料金負担をする図面の訂正料金を負担して欲しいとのお願いも、〇〇様の指示により対応させていただきますとの状態です。〇〇のミスなので、無償で対応してくれないスタンスです。なにがなんだか、わからない状態です。素人では、プロの業者にはいろいろと掛け違ひみたいなことをされるので、行政がしっかり目を光らせていた方がいいと、やりだし放題です。行政が、市民を守っていただかないとどうしようもありません。現在、工事途中で、湧水が大変なことで、ポンプで、吸い上げて欲しいと何度も要望しても、ポンプの吸い上げをしなかった為、とうとう、家の下を貫通して、我が家の家下から、湧水がでる始末ですとお知らせしましたが、擁壁ができる前は、1台のポンプで、水をくみ上げていましたが、正直間に合いません。我が家と、反対の遠いところばかり吸い上げて、我が家の隣接部分は、水でべたべたですし、匂いが下の位置にありますから、家の下を水が抜けていきます。さらに、擁壁ができる、擁壁の内ばかり吸い上げて、一度たりとも擁壁の外は全然吸い上げてくれなくて、我が家の床下の水の流れが完全にできがかり、毎日家下の匂い部分から、水が流れ出ています。正月前に、擁壁の外に、ポンプを1台を置いてと云われましたが、壊れたポンプを置いておき、結局1度もポンプを吸い上げていません。家の床下は、湿気で、家の寿命がかなり短くなった感があります。あまりにも、社長の開発工事です。今回の件、弁護士先生にも依頼しましたが、〇〇氏が開発申請をだしていないとの言葉を弁護士先生も聞いて、私が、情報公開制度を利用して、〇〇の〇〇氏から、開発申請を出していることが確認しないと、弁護士先生もわかりませんでした。言葉巧みに振られるので、素人の個人では手に負えない方だと感じ、高い弁護士料も払い、合意書を取り交わしたものの、ここのまで、嘘を言われ続けられると、困惑してしまいます。建築確認をだしているかどうか、素人ではわかりません。弁護士先生も、〇〇氏の言葉を信じていました。隣接して、被害に遭いそうだから、被害に遭ってから本気で調べますが、正直、普通が興味持ちません。弁護士先生も、〇〇氏の言葉を信じ切っていました。今回身に染みて、おそらく多くの工事現場で、開発申請を出さずながら、看板を出さない工事現場はたくさんあります。そこを、個人で伝えようと、遂げられ危険な目に多くの市民がとらざることを、厳格に、罰則を設けて、吹田市役所が目をしっかり光らせて、業者自ら自衛と規則を守るのではないのでしょうか？吹田市役所の職員も、ややこしいことに巻き込まれるだけなので、別に看板が出てくれないやとの気持ちがある本音だと思います。看板の厳格な罰則規定があれば、市民がいやな思いも、危険な目にあう必要もないと思います。コンプライアンス遵守で、より良い、住みやすい街、吹田市を目指してよろしくお願ひします。</p>	<p>吹田市開発事業の手続等に関する条例では、大規模開発事業の申請において、事業者が開発事業の構想段階での説明を義務付けており、工事を開始するまでの進捗がわかるように標識を設置することとしております。工事開始に伴う工事関連の標識の掲示は、各種法令により行うこととなります。なお、今回ご指摘のお困りの内容については、相手にお伝えします。</p>	開発審査室	R4.1.11	R4.1.21
13	子育て世帯への臨時特別給付金	<p>親の所得制限で給付金を受け取れない子供にも平等に10万円を給付していただけないでしょうか。 国は当初所得制限撤廃については、「自治体の財源」で可能としていましたが、「地方創生臨時交付金」にて可能と方針転換をしました。「地方創生臨時交付金」を子供給付金へと活用していただきたくお願ひ申し上げます。</p>	<p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金については、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、児童手当の本則給付受給世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の支給要領に基づき臨時特別給付金を支給しているところです。 本給付金は児童手当制度を活用して所得制限が設けられており、市独自で上乗せした部分は、国庫補助の対象外となります。 国から示された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も踏まえ検討した結果、この度、本市では長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援策として、国の給付金の支給対象外となる児童手当の所得制限限度額を超える子育て世帯に5万円を、市独自で支給することを決定しました。詳細につきましては、現在ホームページでお知らせしております。 これまで、子どもに係る施策では子ども医療費助成の所得制限廃止や対象を18歳までに拡充する等、積極的に取組んで参りました。 今後、市の限られた財源を有効に活用し、子育て支援施策の推進に取り組んで参ります。</p>	子育て給付課	R4.1.24	R4.1.25

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	藤白公園のスイング遊具の移設について	<p>いつも暮らしやすい街づくりのために働いて頂き、ありがとうございます。今回、藤白公園の遊具取り替え工事のお知らせ(写真1、写真2)を知りました。私は、一人で、あるいは子供を連れて、藤白公園を毎日に利用しております。おそろい最も高頻度に藤白公園を利用している者の一人として気がつく点を行政の担当者の方にお伝えしたいと思います。お知らせによれば、公園の平坦地の北西部にスイング遊具の移設を検討されていることですが、以下の理由からこの位置への何らかの遊具の設置は不適当であると考え、移設位置の再検討を望みます。</p> <p>(1)水捌けの面から 移設予定位置は公園平坦地のうち最も水捌けが悪い位置にあり、現在、雨の日の後は2、3日の間、広範囲に渡って水溜りとなることが発生しています。藤白公園を利用する頻度が低い方でも、同部分がコケ・地衣類に覆われていることからご推察いただけると思います。この位置に遊具を設置すると、水溜り・ぬかるみのために十分に遊具を利用できなくなる結果になることを危惧します。またスイング遊具は地面を蹴って遊ぶその性質上、地面が削れてしまいます。今回の移設をきっかけに、同部の水溜り・ぬかるみがより酷くなることを危惧しています。</p> <p>(2)隣接マンションとの位置関係の面から 写真3は、移設予定位置から隣接マンションを望んだものです。写真の通り、移設予定位置は隣接マンションに非常に近接しており、丸見えになる位置です。この位置に新たに遊具を移設すると、隣接マンションからの視線が気になります。またこの位置で子供が遊ぶことにより隣接マンション側へ騒音等が発生し、今回の移設をきっかけに、新たな近隣トラブルを発生させてしまうことを危惧します。</p> <p>(3)公園利用者および利用法の多様性の面から 藤白公園を日常的に利用していると、現在の藤白公園は多様な利用者がゆるやかにゾーニングを形成しつつ、互いに他の利用者に気を使いつつ利用していることに気がつきます。公園平坦部では概ね写真4の通り、北側のブランコ・東側の遊具・南側のジャングルジムおよび石の遊具のゾーンにて小さいお子さんを連れて親御さんが遊具で遊んでいます。また公園真ん中ではサッカー・キャッチボール・テニスなどの広いスペースを使う遊び(主に球技)をお子さんと一緒にしている方が多い印象です。その場合、それらの方々には小さいお子さんがいる南側にボールが飛ばないように、今回のスイング遊具移設予定位置である北西方向に向かってお子さんがボールを投げるように気を使って利用されています。さらに今回のスイング遊具の移設予定位置である北西部はベンチがあり、散歩中のご高齢の方や犬を連れていたり、大人の方がベンチで読書をしているなど、大人の方の利用が多い印象です。しかし今回の移設予定位置にスイング遊具を移設すると、写真5のように、大人やベットの連れの方が多く利用する北西部も小さな子供のゾーンになってしまい、大人やベットの連れの方が気兼ねなく利用できるエリアがなくなってしまいます。また全方向が小さなお子さんが利用するエリアとなってしまうため、公園真ん中で球技をすることが危険になってしまいます。今回の移設をきっかけにボール等での事故が発生することを危惧します。また移設予定位置は写真6のように、藤白公園の斜面側の道へ出る、あるいは斜面側の道から公園平坦部分に入る動線を障害する位置にあり、動線の面からもこの位置に遊具を含むならこの設備を設置することは望ましくないと考えます。</p> <p>以上が、行政の担当者の方に、スイング遊具の移設位置の再検討を望む理由です。ここからは私見ですが、スイング遊具をどこかに移設する必要があるのであれば、千里北公園のブランコ等の遊具があるエリアが良いのではないかと考えます。私は子供を連れて千里北公園もよく利用しますが、行楽シーズンの週末は千里北公園では遊具の順番待ちが発生することもあるからです。一方、私の子を連れて藤白公園を利用する際、遊具の順番待ちとなことは滅多にありません。しかしながら仮に藤白公園内への移設が必須であるのであれば、公園平坦部南東側のエリア(写真6に記載)がまだ望ましいと考えます。こちらのエリアに移設すれば、今まで通りのゾーニングが保て、平坦部真ん中では今まで通り安全に球技をすることができるからです。公園の整備には予算に限りがあり、一度遊具を設置してしまおうと新たな問題が発生してもなかなか直ぐの改善が難しいと理解しております。限られた予算の中で、さまざまな世代、さまざまな利用者にとって、より良い公園を作ることができるよう、もしも私の視点で一理あるように思えるのであれば、移設位置の再検討をお願いできませんでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>※写真は公表しておりません。</p>	<p>遊具移設は、施工の関係上、藤白公園内で行わなければなりません。が、依頼者様から情報を頂いた水捌け、近隣との位置関係、利用の多様性を考慮し、設置位置を再検討しました。</p> <p>まず、ご要望いただいた設置位置については、地面にコンクリート板が設置されているため、使用者の安全上、遊具の配置ができません。</p> <p>そこで、現在、複合遊具のそばに、ジャングルジムが設置してあります。が、それを撤去したのち、その跡地に移設するよう計画をしています。</p>	公園みどり室	R4.1.24	R4.1.25
15	広報紙の配布をポスティングにしてはどうでしょう	<p>吹田市での広報紙の配布方式が新聞折り込み式か、自治会・町内会に配布するやり方か、ポスティングか知らないのですが、ポスティングにしてはどうでしょう。新聞は講読者が減っていますし、自治会・町内会による配布も自治会に入っていない人には配られません。ポスティングにすれば、契約するポスティング会社によりますが、全世帯に配れるはずで、その際民間の広告を折り込めば市が支払う料金は最小限に抑えられます。あるいは市にシルバー人材センターのようなものがあるならば、予算等の条件が合えばそれを活用していただく方式でも構いません。今回この提案をしたのは市の全世帯に広報紙を配るべきだと考えるからです。ご一考をお願いします。</p>	<p>吹田市では、市報の配布を全世帯にポスティング形式で行っております。</p>	広報課	R4.1.24	R4.1.27

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
16	非課税世帯への10万円給付について	吹田市では非課税世帯への10万円給付について 当てはまる世帯 4 今後のスケジュール ①の対象と思われる世帯には、2月頃から順次「確認書」等を送付予定。 ① 基準日(令和3年12月10日)時点で、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯 ② ①の世帯のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、住民税均等割非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯) ②の対象者には、市の生活困窮者自立相談支援窓口や生活保護申請の相談に対応している生活福祉室を始め、ホームページ、市報すいた等で事業内容を周知し申請を勧奨。 議案第1号参考資料 福祉部福祉総務室 【対象世帯数】 【見込み世帯数】 約50,000世帯 約5,000世帯 2 給付額 3 費用 1世帯あたり 10万円 総事業費 5,695,484千円(国 10/10) とありますが、内閣府の質問集にある「扶養されている人のみの世帯は対象外」という文言がありませんが、両親に扶養されている人のみの1人世帯等も対象でしょうか？もちろん非課税世帯で世帯分離していますが、両親と住所は同じで両親に扶養されています。こういうケースでも非課税給付金をもらえるのでしょうか？	ホームページ上の案内が十分でなく、申し訳ございません。 本市における住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給対象者の範囲は、内閣府の取扱いに準じており、世帯分離により単身の住民税非課税世帯となっている場合であっても、住民税が課税されている親御様の扶養を受けている場合には、臨時特別給付金の給付対象外となります。 なお、ホームページ上でご案内が不足していた内容につきましては、この度のご質問を受けて案内を追加しております。ご指摘をいただき、ありがとうございました。	福祉総務室	R4.1.24	R4.1.28
17	通行危険箇所(歩道の植え込み)について	吹田市山田南29-10、セブンイレブン吹田山田南店前の南北道路、側歩道(およそセブンイレブン前からサイクルアサヒを北へ進み、名神高速高架あたりまでの)通行危険箇所について。ここは車道が万博外周へ繋がっており交通量も多く、又、大型車両が通行する事も多い。その為、自転車が頻りに歩道を走行する。車道が狭いので道路交通法上仕方がない事なのだが、歩道に問題がある。元から狭い歩道に、街路樹が歩道を削って植っており、そのせいで歩行者・自転車が入り乱れて通行し、通るたびに人が接触しているのを見る。接触により老人が車道側に倒れたのを助けた事もある。この辺りは小さな子ども、ベビーカーの乳幼児、老人も多い為、早急に街路樹を根元から取り除き、接触事故を防ぐ必要があるのではないかと。もし自転車、歩行者等の重大事故があれば、放置した市の責任である。一度朝や夕方の交通量が多い時間帯に現地確認を願いたい。更に伐採すれば、毎年の枝払い等で我々の税金を無駄にかける必要がなくなる。	該当箇所は府道であり、大阪府茨木土木事務所が所管しておりますので、茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.1.31	R4.1.31